

## 第739回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和4年8月5日（金）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
伊藤	廣幸	委員
宮原	恵子	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
大宮	由紀枝	委員
小澤	さおり	委員
古畑	雄二	委員
小室	明子	委員
松崎	真理子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
課長代理	片桐	宏和

午後 3 時30分開会

○若年支援担当部長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者はゼロ、傍聴の方々は14人となっております。それでは、傍聴人をご案内いたします。

<傍聴人入室>

○若年支援担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

現在ご出席いただいております委員の方は15名で、条例第24条第1項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは会長、議事進行の方をよろしくお願いいたします。

○会長 ただ今から『第739回東京都青少年健全育成審議会』を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の2『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援担当部長 はい。条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただきまして1ページをご覧ください。

前回の審議会以降の7月11日から8月4日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については1誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

7月14日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、7月15日に告示いたしております。

また、青少年やその保護者等を対象に、『ファミリールール講座』を合計95回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、8月2日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容は、『自主規制団体からの聴き取り結果』としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

次に、2ページでございますが、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、3ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書類につきまして、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対

して勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告対象社は今月もございません。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の7月分の活動状況でございます。

委嘱しております協力員は637名、活動者数は12名、調査店舗数は39店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類『不健全指定図書類』、『成人向け』などの成人マーク付きの図書類の『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類でございます。この3種類の図書類について協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

今月は、不健全指定図書類、表示図書類、類似図書類、及び、青少年への販売等を制限する制限掲示について問題のある店舗はございませんでした。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査もございませんでした。

次に、5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員によります独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が3店舗、フィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場で是正措置を含め、条例を順守するよう指導しております。

次に、6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてでございますが、先月と変動はございません。

自動販売機立入調査については、7月は実施してございません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 はい、説明をありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退室をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 では、再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援担当部長 はい。それでは、本日の諮問事項につきましてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

本日は、1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと思います。諮問第1171号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和4年6月29日から令和4年7月25日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計96誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、「POE BACKS BABY COMICS いいなり催眠ラブハメ3P」、令和4年7月10日に株式会社ふゅーじょんぷろだくとより発行されております。過去1年間の指定はありません。該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、8月2日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページの方に取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

計15名の方からご意見を賜っております。

自主規制団体のご意見といたしましては、「指定やむなし」の意見が12名、その主な内容は、「3人の登場人物の性交シーンを見せることが主題の作品。一見、穏やかに展開していくが、催眠術という設定は、人格否定ともとれる。性的シーンの描写手法及び修整の配慮も見られないため、青少年には不適切。成人向けに販売するのが妥当。指定該当やむなし。」などございます。

「指定非該当」の方は1名で、その内容は、「ストーリーに強制的、暴力的、人格否定的な描写はなく、比較的ソフトなイメージ。全体的に性描写が多く、擬音が多いページもあるが少しコミカルに描かれており、それほど卑わい感は感じない。局部についても白抜きの配慮はされており総合的にみて指定非該当。」でございます。なお、保留の方が2名おられました。

説明は以上でございます。

- 会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。特によろしければ調査に入ってください。よろしくお願いいたします。

#### <図書審査>

- 会長 皆さま、図書をご覧いただけただけでしょうか。

はい。それでは、各委員からご意見をお伺いしてまいります。それでは、D委員お願いいたします。

- D委員 はい、私は指定該当と判断いたします。以上です。

- 会長 はい、ありがとうございます。では、次に小澤委員お願いいたします。

- 小澤委員 はい、指定該当と考えております。理由ですが、性交シーン、また、体液描写が全体に多く、また、本人の自覚がないまま性交しているという設定になっておりまして、合意なしの性行為を正当化しているように見えてしまうところで指定該当と考えております。

- 会長 はい、ありがとうございます。次にA委員お願いいたします。

- A委員 はい、性行為が全体的に多いし、体液などの描写など卑わい感が強いと思います。白抜きに見える性器も強調されていて、催眠術で本人の自覚のないまま性交しているという流れは、人格否定的と考えられるでしょう。全体を見て、指定該当でお願いしたいと思います。

- 会長 はい、ありがとうございます。次にF委員お願いいたします。

- F委員 はい、これまでの図書に比べると、性器の修整が少し甘いかなという部分はあります。ただ、催眠の部分の今の青少年、子供たちが、果たして、実際にこれをまねしようとするのか

という部分については、あくまでもストーリーの中というか、二次元の中だという判断はできるんじゃないかなと思っています。

ただ、ちょっと1つ気になった点が、表紙のところに、とにかく爪痕を残したいという部分で、東京都の条例を知っているかどうか分からないんですけども、ある程度、危険な部分を意識をして描いているのかなという部分も見受けられるので保留でお願いします。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次に松崎委員お願いいたします。

○松崎委員 はい、指定該当でお願いいたします。理由は、体液、擬音描写がかなり多く、催眠術を利用しての性交シーンが単なるプレー、遊びというふうに捉えられるように思います。青少年としては、大きく影響する内容じゃないかと思いますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。次に小室委員お願いいたします。

○小室委員 はい、指定該当でお願いします。全体的に体液、擬音の描写が多くて、3人の性交シーンが非常に多く、あまりストーリー性というのは感じられないです。性器の消し方が非常に甘くて、薄い細い線ではっきり分かる箇所が幾つもあります。ですので、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次にC委員お願いいたします。

○C委員 多くの皆さんと同じ意見であります。性交シーンが大変多くて、体液や擬音も多いというふうに感じております。また、性器描写、薄くはなっているんですが、形状がはっきり分かるというところなんです。そして、催眠術を使って合意のない性行為に及んでいるというところは問題ではないかというふうに思っておりますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい、私もこれは指定該当だと考えます。これまで伺いましたとおり、性的描写のシーンが多くて、また、自主規制団体からの指摘もありますが、催眠術という設定が人格否定とも取れるのではないかという指摘、これ、まさにそのとおりだと思います。

あと、表紙見開きのコメントのところですかね、先ほどF委員からご指摘ありましたが、「とにかく爪痕を残したくて、ドエロいBL催眠3P描くぞと気合いを入れました」ということで、その目的をまさに果たしているのではないかと思います。ですので、これは成人向けに販売するのが妥当なものであるというふうに私も考えます。

もともと、多分、オンラインで配信されたものをまとめて紙として、コミックとして販売し

ているものだというふうに理解をしているんですが、少しここは出版社にしっかりと判断をしていただきたいところかなと思います。これは、私からすると明らかに指定該当のものだと思います。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次にG委員お願いいたします。

○G委員 はい、私も皆さまと同じように指定該当でお願いいたします。ほとんど同じ意見なのですが、1点だけ。この作品、今までと違うのは、催眠術を用いて性交に及んでいるということです。参考までに、民放連の放送基準の中で、催眠術のことは非常に注意するようにうたっています。「催眠術などを取り扱う場合は、児童及び青少年に安易な模倣をさせないように、特に注意する」と規定されています。

放送の中で非常に注意していますので、例えば、テレビドラマでこのような催眠術をかけて性交シーンに及ぶというのは、普通は考えられないストーリーでございます。放送のことが参考になるかどうかは分かりませんが、私も皆さまと同じように指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい、作品の一番後ろに「殿堂入りの超人氣幼なじみ3P作をコミック化」と書いてありますとおり、最初に電子配信して、結構受けている作品を単行本化するという流れの本ですね。ちょっと変わった表現ですけれども、この作者が書いているように「ドエロいBL催眠3P描くぞと気合いを入れました」という催眠術を使った3Pという描写が、単なる性描写というより、擬音、擬態も含めた性表現の描写が度を越しています。催眠をかけた3Pのセックスプレーというのは、出版の世界でも放送と同じように、青少年にはなじまないと判断した場合には、これは成人指定でもやむをえないじゃないかとさえ思われます。区分陳列でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。次に大宮委員お願いいたします。

○大宮委員 はい、催眠術の真偽の方はちょっとよく分かりませんので、ともかくとしまして、自覚のないままの性行為を正当化といいますか、あおるような内容であるという点と、擬音や体液描写が多過ぎると感じましたので、指定該当と考えます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次にE委員お願いいたします。

○E委員 性交シーンが皆さんがおっしゃるとおりはかなり多く、修整も甘いという点、そして、



「いいなり催眠ラブハメ」というタイトルのごとく、催眠状態での性行為というのは、青少年にどういう影響をもたらすのかという部分で指定該当やむなしというふうに判断しました。

○会長 はい、ありがとうございました。次に古畑委員お願いいたします。

○古畑委員 はい。描写ですけれども、体液、擬音、そういう描写が多い。性器の修整も甘い、内容も3人のセックスプレーが大半だということで、指定該当でよろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。では会長代理お願いいたします。

○会長代理 指定該当でお願いいたします。今、いろいろな議論がかなり出尽くしたと思うんですけれども、性的行為など描写が非常に露骨であるということ、あるいは、催眠の問題、そういう点、総合的に見て指定該当で申し上げます。

○会長 はい、ありがとうございました。

私も、各委員のおっしゃられたのと繰り返しになりますので、説明は行いませんが、イトロにあてはまる、指定該当でお願いしたいと思います。

また、今日、私個人の意見ですけれども、いろいろな委員の方々のご発言が、深く読み込み、今後に向けての参考になるご指摘を表現させていただいたようにも思います。皆さんで共有して参考にしていきたいと思います。

それでは、ほぼ全員指定該当ということですので、この図書について指定で答申をまとめたと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 それでは、事務局から他に連絡事項がありましたら申し上げます。

○若年支援担当部長 はい、都民からの申出につきましては、7月はございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。これで本日の調査・審議事項は終わりますが、何か質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、以上で調査・審議事項は終了となります。傍聴人の方が再入室されるため、図書名が分かる資料はしまってくださいようお願いいたします。

<傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援担当部長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行いま

して、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

本日、審議会に報告いたしました都民の申出はございません。

告示予定日は、令和4年8月10日水曜日、プレス発表は告示日前日の令和4年8月9日火曜日となります。告示日、若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は令和4年9月12日、いつものとおり月曜日でございます、の15時半からでございます。場所は、今回と同じ会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時18分閉会